



## 佐倉市中古住宅リフォーム支援事業



佐倉市では、市内の空き家の利活用を促進し、定住人口の維持・増加と地域の活性化を図ることを目的に、中古住宅を購入しリフォームを行うかたに、費用の一部を補助します。

※ 補助事業は **事前申請** となります。補助事業をご利用される場合は、**リフォーム工事前**にご相談ください。

対象者	申請者が、 <b>佐倉市内で自ら居住するために、親族以外から取得した中古住宅(購入されてから1年2か月以内)を、令和3年4月以降(これから行うもの)にリフォームを行おうとする方</b> で、同一世帯に市税を滞納している方がいないこと 令和4年3月31日までに住所移転が完了する方
対象となるリフォーム	増築・改築・改装・修繕などに係る工事（外構工事を除く）
交付の条件	(1) 自治会の加入に努めること (2) 補助金の交付を受けた翌年度から10年間住宅を使用すること (3) 実績報告時において同住所に別世帯がある場合は、実績報告時に同居する者の全員に住民票を添付すること
申請に必要なもの	① 補助金交付申請書 ② 中古住宅の取得に関する契約書等の写し ③ 過年度市税滞納のない同一の世帯全員分佐倉市発行の証明書 * 令和3年1月1日に佐倉市に住民票が無い場合は、不用です。 ④ リフォーム契約書等の写し及び内訳(工事明細)、平面図等のリフォーム箇所がわかる図面 ※見積書のみは不可 ⑤ 建築確認済み証又は建築確認台帳の記載事項証明書 ⑥ 申請時点で18歳以下の子どもを3人以上扶養している場合は続柄が記載された同一の世帯全員の住民票 ⑦ 委任を受けた方が申請する場合は委任状 * 来所する方が同居の親族である場合は、委任状不要です。 ⑧ 複数で所有している場合には登記簿謄本の写
補助金額	リフォームに係る経費の <b>2分の1</b> 以内（上限額 30万円）
募集件数	100件（3,000万円） ※予定
募集期間	令和3年4月15日～12月28日 ※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。

お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎043-484-6168（直通）